

平成24年10月12日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

日本ベリサイン株式会社

代表取締役社長 古市克典

当社株式の取扱いに関するご案内

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成24年9月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更し、現在発行している当社普通株式に加えて残余財産の分配に差を設けた別の種類の当社株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行できる旨を定めると共に、同日開催の普通株主様による種類株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更し、当社普通株式に株主総会の決議によりその全部を取得できる旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すことといたしました。また、臨時株主総会においては、平成24年11月1日（木）をもって、全部取得条項の付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部を各株主様より取得し、その対価として全部取得条項付普通株式1株に対しA種種類株式を0.000025株の割合をもって交付することもあわせて決議されました。（平成24年11月1日（木）をもって交付されるA種種類株式は、平成24年10月31日（水）の最終の株主名簿に記録された株主様に対して割り当てられることとなります。）

この結果、米国シマンテック・コーポレーション（以下「シマンテック」といいます。）及び合同会社シマンテック・インベストメンツ（以下「シマンテック・インベストメンツ」といいます。）以外の各株主様に対して、全部取得条項付普通株式の取得対価として割り当てられる当社のA種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。当該1株未満の端数については、法令の定めに従い、その合計数に相当する数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）の株式を当社が買取り、その代金をその1株未満の端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。

つきましては、これからの当社株式のお取扱いの詳細について下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 現在の当社普通株式の全部取得条項付普通株式への転換

当社普通株式は、平成24年11月1日（木）をもって、そのすべてに全部取得条項が付され、全部取得条項付普通株式となります。

2. 全部取得条項付普通株式の全部の取得

(1) 当社は、平成24年11月1日（木）をもって、全部取得条項付普通株式（現当社普通株式）の全部を各株主様から取得いたします。

(2) 当社は、全部取得条項付普通株式の取得の対価として、各株主様のご所有の全部取得条項付普通株式1株に対してA種種類株式を0.000025株の割合をもって交付いたします。このため、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツ以外の各株主様に対しては1株に満たないA種種類株式（端数）が割り当てられることとなります。

(3) シマンテック及びシマンテック・インベストメンツ以外の各株主様に割り当てられた1株に満たないA種種類株式(端数)は、裁判所の許可を得たうえで、各株主様が保有される全部取得条項付普通株式の数に44,000円(シマンテック・インベストメンツが平成24年5月28日から平成24年7月6日までの間に当社普通株式等に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できる価格にて、当社が買取ることを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合には実際に各株主様に交付される金額が上記と異なる場合がございます。

(4) 上記(3)の各株主様に交付される端数の処分代金につきましては、配当金の口座振込をご指定の株主様につきましては、ご指定の口座にお振込させていただきます。配当金の口座振込のご指定が無い株主様につきましては、端数株式処分代金領収証にてお支払いいたします。また、配当金の受取方法を株式数比例配分方式にされている株主様につきましては、交付金をお振込できませんので、端数株式処分代金領収証にてお支払いいたします。

各株主様に交付される端数株式の処分代金のお支払額は、別途各株主様にお送りする上記端数株式処分代金領収証または端数株式処分代金計算書によってお知らせする予定です。

3. 全部取得条項付普通株式の取得及び端数株式処分代金のお支払い日程(予定)

当社普通株式の売買最終日	平成24年10月26日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成24年10月29日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日 (端数株式処分代金の支払い株主確定基準日)	平成24年10月31日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年11月1日(木)
A種種類株式(端数)処分代金の支払い開始	平成25年1月下旬以降(予定)

(ご注意) 上記は現時点における予定に基づいており、端数株式の処分に関する裁判所の許可日等の事情により、今後変更される場合がございますのでご注意ください。

4. 端数株式処分代金のお支払い予定額と時期

端数株式の処分に関する裁判所の許可を得たうえで、各株主様が保有される全部取得条項付普通株式の数に44,000円(シマンテック・インベストメンツが平成24年5月28日から平成24年7月6日までの間に当社普通株式等に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様にお支払いする予定です。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等には、実際に交付される金額が異なる場合がございます。尚、お支払いに際しましては、配当金の口座振込をご指定の株主様につきましては、ご指定の口座にお振込させていただきます。配当金の口座振込のご指定が無い株主様につきましては、端数株式処分代金領収証を平成25年1月下旬以降(予定)に株主の皆様のお届出住所(またはご指定の送付先)にお送りいたします。配当金の受取方法を株式数比例配分方式にされている株主様につきましては、交付金をお振込できませんので、端数株式処分代金領収証にてお支払いいたします。

また、口座振込のご指定が無く、お受取金額が30,000円以上となる法人の株主様の場合、貯金事務センターより追って送付されます。ゆうちょ銀行の「通常現金払(払出証書)」により、ゆうちょ銀行または郵便局にてお受取り願います。尚、お手許に届きますまでに多少日数を要しますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

5. お問い合わせ先

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

端数株式処分代金に関するお問合せ先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号 0120-232-711 (フリーダイヤル) フリーダイヤル利用時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00
その他のお問合せ先	〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目8番1号 日本ベリサイン株式会社 電話番号 03-3271-7011

- ※ 端数株式の処分代金交付に関する税務上の具体的なご質問等は、最寄の税務署等にご相談ください
ますようお願い申し上げます。
- ※ 特別口座でご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である上記株主名簿管理人までお問合せく
ださい。(当社では、直接お取扱いいたしませんのでご了承ください。)

以上